設計業務等受託者との関係申出書

　(あて先)

埼玉県知事又は発注機関の長

　　　　　　　所在地

　　　　　　 　商号又は名称

　　　　　　　 代表者

　当社は、下記工事の設計業務等受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないことを申し出ます。

　なお、この申出書に記載した内容に虚偽等があった場合には、発注者から契約解除等の措置を受けても当社はそのことに関し異議、苦情又は不服等を申し出ません。

また、上記の措置に伴う損害があった場合でも当該損害を発注者に請求しません。

記

１ 指名通知日

年 月 日

２ 工事名

３ 工事場所

４　当該工事に係る設計業務等の受託者（指名通知に記載されている者）

　（１）商号又は名称

　（２）所在地

|  |
| --- |
| 「資本の関連がある」とは  　　入札に参加する建設業者が、当該建設工事の設計業務等受託者と次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合。  (ア） 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合  (イ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 |
| 「人事面の関連がある」とは  　　入札に参加する建設業者の代表権を有する役員が、当該建設工事の設計業務等受託者の次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 |
| (ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲  　　げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  　　　１　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  　　　　イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  　　　　ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  　　　　ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役  　　　　ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされてい  　　　　　る取締役  　　　２　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  　　　３　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法  　　　　第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を  　　　　除く。）  　　　４　組合の理事  　　　５　その他業務を執行する者であって、１から４までに掲げる者に準ずる者  (イ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条  　　第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合  (ウ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 |
| 「その他の入札の適正さが阻害されると認められる」とは  　　入札に参加する建設業者が、当該建設工事の設計業務等受託者と次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合。  (ア） 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合  (イ） 上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合 |

(注意1)　この申出書への記入内容に虚偽があった場合、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要

　　　 要に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。